

様式1 厚木市報道資料 (制度、その他一般等)		発 信 日	
		令和3年3月24日	
1	件 名	勤労者奨学金返済助成金について	
2	概 要	大学等在学中に奨学金を利用し、卒業後、市内企業に勤務し奨学金を返済している勤労者に対し、返済している奨学金の一部を助成するものです。 (1) 対象者 次の要件の全てを満たす方 ア 基準日に市内在住かつ市内事業所に勤務 イ 大学等在学中に日本学生支援機構等の奨学金を利用している ウ 大学等を卒業後5年以内 (2) 助成金額 1年間の奨学金返済額の1/2 (上限12万円) (3) 助成期間 最長7年間	
3	目 的	企業における若い世代の人材不足が深刻になっていることから、市内企業の勤労者に対し、奨学金の返済に要する一部を助成することで、市内企業の人材確保を目的とします。	
4	PRしたい内容、セールスポイント、前回との違い等	(1) 市内企業の若者世代の人材確保の支援 (2) 若者勤労者の市内定住への促進 (3) 地域経済の活性化	
5	問合せ先	部課名	産業振興部 産業振興課長 小宮 和茂
		電 話	(046) 225-2830